

★ ★ ★

○ 市区町村番号	◎ 基本調査区番号	◎ 工業調査事業所番号	昭和62年工業統計調査 指定統計 第10号	※ 種群番号 ※ 産業分類												
			工業調査票甲 (従業者30人以上の事業所用)													
<p>1 事業所の名称及び所在地 電話 () 局番 <small>(ドリガク)</small></p> <p>都道府県 市区町村 丁目 番地</p> <p>2 本社又は本店の名称及び所在地 電話 () 局番 <small>1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。</small></p> <p>都道府県 市区町村 丁目 番地</p> <p>3 他事業所の有無 <small>あてはまる番号一つにつき〇をつけてください。</small></p> <p>1 会社 (株式、有限会社等) 2 組合、その他の法人 3 個人</p> <p>4 経営組織 <small>あてはまる番号一つにつき〇をつけてください。</small></p> <p>1 本店 (本社) 本店に本拠地がある場合に記入 2 本店が二つある場合は、本社と本店はこの工場で異なる場合にある。 3 本店が二つ以上ある場合は、(上記1、2以外)</p> <p>5 資本金額又は出資金額 <small>(会社に限る。)</small> 昭和62年未現在に込込みの資本の額又は出資金額を記入してください。</p> <p>千円(百億・十億・億・千万・百万)万円</p> <p>6 従業者数 (年末現在) 男 女 計</p> <p>常用労働者</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>生産労働者</td> <td>管理、事務、技術労働者</td> </tr> </table> <p>個人事業主及び無給家族従業者</p> <p>合計</p> <p>7 常用労働者毎月末現在の合計 1月から12月までの合計</p> <p>8 現金給与総額 (年間) 金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円</p> <p>ウ 加工貢収入額 (年間) 他の企業の所有する原材料又は製品に加工して昭和62年に引き渡したものに対して、受け取った加工費と受け取るべき加工料を記入してください。</p> <p>15 主要原材料名 ア 購入したものの(同じ企業の他の事業所から受け入れたものも含めてください。)</p> <p>9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費 (年間) 金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円</p> <p>原材料使用額 主要原材料、補助材料、購入部品、容器、容器材料、工具、修理用工具、消耗品などを実際使用した加工費。</p> <p>燃料使用額 石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び廃棄用の燃料を含む)。</p> <p>電力使用額 電灯用を含みます。</p> <p>委託生産費 依頼元又はこの事業所の製品を他に実施して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工費と支払うべき加工費。</p> <p>合計</p> <p>10 有形固定資産 土地 有形固定資産計 (単位百億・十億・億・千万・百万)万円 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円</p> <p>11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額</p> <p>(1) 材料費を他に実施して製造せられた生産品を含め、併用される場合の原材料の受け取加工料を入れて併用される場合の原材料の受け取加工料を入れて、(2)の区分額を算定する場合に必要な額を含めます。(3) 金額は帳簿価額によってください。</p> <p>12 製造品の出荷額、在庫額等</p> <p>ア 産品別製造品出荷額 (年間) イ 産品別製造品在庫額 (年末現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>番号</td> <td>製造品名</td> <td>数量 単位名</td> <td>数量</td> <td>金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円</td> <td>金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円</td> </tr> </table> <p>ウ 製造品出荷額 (年間) ☆ 製造品在庫額</p> <p>13 12のア、ウ、エの合計金額 110000 ☆印合計</p> <p>14 内国消費税額 (年間) 12項、ア、イ別製造品出荷額の合計に含まれている物税、酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方通運税、たばこ消費税の合計 金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円</p> <p>15 作業工程 12項、製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。</p> <p>備考</p> <p>★ ★ ★ この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。</p> <p>甲 通商産業省</p>									生産労働者	管理、事務、技術労働者	番号	製造品名	数量 単位名	数量	金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円	金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円
生産労働者	管理、事務、技術労働者															
番号	製造品名	数量 単位名	数量	金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円	金額 千円(百億・十億・億・千万・百万)万円											

記入注意

個 別 事 項

- 1 事業所の名称及び所在地**
「事業所の名称」には、商号、その他営業上用いている正式の名称を記入してください。定めた名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。

4 経営組織
「組合」とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人に含めてください。

6 従業者数

(1) 「常用労働者」とは、次のうちいづれかの従業者をいいます。
(ア) 期間をきめず、又は1か月を超える期間をきめて雇われている者。
(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
(ウ) 重複、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受ける者。

(エ) 事業主の家族で、その事業所に勤めている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受ける者。
なお、常用労働者については、「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」に区別してください。

(2) 「生産労働者」とは生産物の生産される現場（補助部門を含む。）において、生産業務、その記録業務、これら業務と密接な関連のある業務に従事する労働者をいいます。作業に從事しない課長、係長などの監督的労働者は除かれます。

(3) 「管理、事務、技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究などの部門に働く労働者（単純作業に從事する者を含む。）をいい、常時業務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」を合計したものが常用労働者となります。

(4) 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたたずまっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含めないでください。

7 常用労働者毎月末現在の数の合計
「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。個人事業主や無給家族従業者を含めないでください。

8 現金給与と総額

(1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。

(2) 「常用労働者に対する基本給、諸手当」とは、労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などを含んだものです。

(3) 「特別に支払われた給与」とは、常用労働者に対して、一時的な理由により、特別に支払われた結婚手当、期末賞与などをいいます。

(4) 「その他の給与額」とは、常用労働者以外の従業者（日雇・臨時従業者）に対するすべての現金給与及び常用労働者に対する退職金、解雇手当などをいいます。

9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費

(1) 「原材料使用額」

(2) 燃料以外のすべての製造加工用の原材料（購入した水を含む。）及び工場管理のための材料、備品、消耗品などをのうち、実際に使用した総使用額をいいます（購入額を記入するのではなく、ません。）。

(3) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。

(4) 同じ企業に属する他の事業所から受け取ったもの及び農業、林業、水産業、飲食活動によって自家取得したものの使用額も市価に換算して記入してください。

(5) 燃料として使用されるものも、原材料として使用された場合、例えば、コーカス製造用の石炭、ゴム溶剤用に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。

(6) 「燃料使用額」には、暖房用も含みます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所を出資している自家発電所の使用した石炭、石油などの使用額は、製造品出荷額等のもつとも多かった事業所にまとめて記入してください。

(7) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。なお、自家発電によるものは除きます。

(8) 「委託生産費」とは、原材料又は製品を他の事業所に支給して、製造加工を委託した場合の加工費をいいます。

(7) 購入、建設、自作製作 同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設(仮勘定)からの振替をも、取得の際の帳簿額又は振替えの際の評価額で記入してください。

(8) 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿額が増加した場合は、その額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は記入しないでください。

(9) 「融資額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は譲渡する際の融資額を「土地」と「有形固定資産計(土地を除く。)」に区分して記入してください。

(10) 「減価償却額」には、減価償却費用として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累積額として計上された金額を記入してください。

(11) 「建物、構築物」

(7) 建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その他経営付属物(構外のものも含む)並びに付属設備を含めてください。

(4) 構築物には、ドック、橋、崖壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に着工する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。

(12) 「建設仮勘定」を設定している事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定に由来する有形固定資産勘定又は他の勘定に振り替えた金額の合計を「減」に記入してください。

11 製造品在庫額、半製品・仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

(1) 年末の「製造品在庫額」は、「12 製造品の出荷額、在庫額等」の「イ 品目別製造品在庫額」の計と一致します。

(2) 「在庫額」には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他から支給された原材料及び下請販加工した製品は含めないでください。

(3) 金額は標準単価によって記入してください。それが難しいときは見積り価格によってください。

12 製造品の出荷額、在庫額等

(1) 「製造品」には、副産物、製造工程から出たくす、廃物も含めてください。

(2) 「製造品名」は、「販売品名」「番号」「数量単位名」などの記入にあたっては、調査票と一緒に記入する「商品分類表」によって記入してください。

(3) 「ア 品目別製造品出荷額」

(7) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したもの、原材料又は製造品を他の事業所へ販売して製造、加工させて出荷した製造品も含まれます。

(4) 同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が、他に余剰電力を販売する場合は、この販売電力を製造品出荷額等のもつとも多くた事業所の出荷額に記入してください。

(6) 内国消費税を課されたものは、その税額を含めた金額を工場出荷価額とし、また、割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売実価によってください。

(7) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは、市価によって出荷額を記入してください。

(4) 「イ 品目別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含めないです。

(5) 「ウ 加工費収入額」には、他の企業の所有する原材料又は製品に貿易加工して62年中引き渡したものに対して受け取る加工費を記入してください。

(6) この調査において販売加工というのは、他の事業所から支給された主要原材料によって加工され、あるいは他の事業所の所有する製品、半製品に加工處理を加え、これによって加工費を受け取る場合に限りです。したがって、普通に加工される部材に属する事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となりますから、これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。

(6) 「エ 修理料収入額」には、他人のものを受け修理して受け取る修理料を記入してください。たとえば、船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどは、「修理」としないで、自己の所有の原材料によって修理した場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工費収入額」に記入してください。

(7) 調査要領に書かれていくべきと記入するとともに、事業所名は必ず事業所名によって記入してください。ただし、修理用紙を用いた場合でも合算は調査票の「製造品出荷額計」又は「製造品在庫額」欄に記入してください。

- 15 主要原材料名**
購入又は支給された原材料名のうち、主なものを記入してください。購入した原材料を使用して中間製品を作り、さらにつきにこの中間製品を原材料として製品を作ることがありますが、この場合は最初に購入した原材料名を記入してください。

16 作業工程
製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び販賣加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程と段階的に説明してください。2種以上の製法のある製造品については、そのうちどの方法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。

17 工業用地及び工業用水

(1) 「ア 事業所敷地面積及び建築面積」

(7) 事業所敷地面積には、事業所で使用（賃借を含む）している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉢区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地など、道路（公道）、へい、さくなどにより、明確に区別される場合はこれらは敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。なお、事業所の隣接地にある抵張予定地を事業所が占有している場合は含めてください。

(4) 「事業所の建築面積」には、事業所敷地内にある、すべての建築物の面積の合計を記入してください。

(2) 「イ 地図の取得面積」

(7) 取得面積には、工業用地として本年中に買入契約を締結したものすべてを記入してください。

(4) 公有水面の埋立・免許を受けた場合は、その許可をもって買入契約とし、許可面積を取得面積となります。

(3) 「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される用水（從業者の飲料水、雑用水を含む）をいいます。

(4) 「1日当りの用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。

(5) 「ウ 1日当り水源別用水量」

(7) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。

(イ) 「工業用水道」とは、飲用・適さない工業用水を供給するものです。

(ガ) 「地下水・伏流水」には、河川・湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）の量と、河川敷又は伯川河川敷内において集水埋ききょによって取水する水（伏流水）の量の合計を記入してください。

(ニ) 「井戸水」には、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。

(オ) 「その他の淡水」には、上記のいづれにも属さない水、「回収水」以外のもの、例えば、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。

(カ) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を、冷却塔、雨水池、沈てん池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水の量及び上記の回収水の施設を通じて循環して使用している水の量を記入してください。

(6) 「エ 1日当り用途別用水量」

(7) 「ボイラ用水」とは、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水をいいます。

(イ) 「原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(ガ) 「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など、物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、バルブ製造工場におけるバルブの浸漬溶解液、ビスコス製造工場におけるか性ソーダの溶解用液、染色用などこれがこれです。「洗じょう用水」とは、工場設備、又は製品の洗じょう用に供される水をいいます。

(ニ) 「冷却却用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用される水をいいます。

(オ) 「廻調用水」とは、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいいます。

(カ) 「その他」とは、上記のいづれにも属さない用水、例えは、工場内の従業者の飲用水、雑用水をいいます。

備考欄

(1) 「休業中」「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。

(2) 借用の土地又は設備であるため、「10 有形固定資産」の欄に記入がない場合、及びその他のすべての項目について前年に比して著しく过大な数値、過小な数値がある場合には、その理由をこの欄に記入してください。